

第19 連結散水設備

1 散水方式

湿式配管方式とし散水ヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。

2 散水ヘッド

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」(昭和40年自治省令第2号)に定める標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)で、感度種別は2種のものを用いること。

(2) 散水ヘッドの取り付け方法は、規則第30条の3第1号及び第2スプリンクラー設備5(1)(エを除く。)に定めるほか、次によること。

ア 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように取り付けること。

イ 室の形態、照明器具等を考慮し、散水に支障のない箇所に取り付けること。

(3) 散水ヘッドを設けなくてもよい部分

ア 規則第30条の2第2号から第5号までに定めるもののうち、その他これらに類する部分とは次表に掲げる部分とする。

	規則第30条の2	その他これらに類する部分
2号	浴室、便所	洗面室、シャワー室
3号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室
	通信機器室、電子計算機器室	電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室
4号	発電機、変圧器が設置されている場所	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器
5号	エレベーターの昇降路 リネンシート、パイプダクト	給排気ダクト、メールシート、ダストシート、ダムウェーターの昇降路

イ 規則第13条第3項第7号及び第8号に掲げる室で、建基令第112条に規定する防火区画がされている部分

3 配管

配管、管継手及びバルブ類の材質は、規則第30条の3第3号イからハまで及びホからトまでによること。

また、第1屋内消火栓設備4(1)(ただし書きに規定する場合を除く。)、(3)から(8)、(10)から(12)まで及び(19)に準ずるほか、次によること。

(1) 送水区域は、室の形態、区画、用途等を勘案し散水ヘッド数が均一となるように設定すること。

(2) 高架水槽又は補助高架水槽に連結し常時充水(湿式)すること。

(3) 管口径は、散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとすること。

散水ヘッドの取付個数	1	2	3	5以下	10以下	20以下
管 口 径 (A)	25	25	32	40	50	65

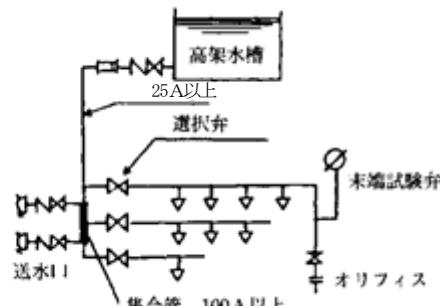
(4) 送水区域は、次により設けること。

- ア 送水区域の末端には、第2スプリンクラー設備9(1)から(3)までに準じて末端試験弁を設けること。
- イ 送水区域が2以上のものは、送水口の付近で操作しやすい場所に選択弁（常時開）を設けること。
- ウ 集合管の配管口径は、100A以上とすること。
- エ 配管系統及び送水口は、第19-1図及び第19-2図の例によること。



<送水区域が1のもの>

第19-1図



<送水区域が2以上のもの>

第19-2図

- オ 送水口は、送水区域ごとに設けること。ただし、送水区域が2以上となる場合は、送水口の数を最大2とすることができます。

(5) 地中埋設する配管に合成樹脂管を用いる場合は、「合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年消防庁告示第19号）第3第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格しており、設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。

4 送水口

送水口は、第2スプリンクラー設備4(3)及び4(4)によるほか、次によること。

- (1) 送水口の設置場所は、防火対象物の地階に至る主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- (2) 送水口には、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結散水設備専用）」と表示すること。
- (3) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統、送水圧力を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。